

第 22 期第 12 回石狩後志海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 2 月 28 日（火） 14 時 00 分から 15 時 00 分まで
- 2 開催場所 余市町浜中町 238 番地
道総研中央水産試験場 3 階 大会議室
- 3 出席委員 濱野勝男 佐藤一義 池守力 丹野雅彦
小西正之 松尾英二 川内谷藤一 野崎泰生
池田幸雄 伊藤保夫 上山稔彦 太田誠
佐藤昌紀 中村貞夫
- 4 欠席委員 鎌田英暢
- 5 臨席者 石狩振興局産業振興部水産課 課長 蛭谷勝浩
石狩振興局産業振興部水産課 専門主任 吉田明弘
後志総合振興局産業振興部水産課 課長 岩田直樹
後志総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 村野原
- 6 事務局 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 林恒之
石狩後志海区漁業調整委員会 主事 佐藤和
- 7 議案事項 議案第 1 号 石狩後志海区漁場計画（第 8 次共同漁業権（素案））について
石狩後志海区漁場計画（第 15 次区画漁業権（素案））について
議案第 2 号 石狩後志海区漁場計画（第 15 次定置漁業権（草案））について
議案第 3 号 特定水産資源に関する令和 5 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
議案第 4 号 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）
- 8 報告事項 (1) 第 15 次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方（案）等について
- 9 その他

【議事の概要】

林事務局長	ただいまから、第 22 期第 12 回石狩後志海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたりまして、濱野会長よりご挨拶申し上げます。
濱野会長	今期第 12 回委員会の開催のご案内をさしあげましたところ、皆様方には時節柄大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。また本日は石狩振興局の蛭谷課長様、後志総合振興局の岩田課長様、また職員の皆様方には、公務でお忙しい中出席いただきありがとうございます。さて本日申し

上げる議案は、漁業権の関係でございます。また報告案件として、1件報告でございます。詳細なご審議が必要な案件は5件ございますので、ご審議をよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

林 事 務 局 長

続いて、本日ご臨席の来賓の方々をご紹介いたします。石狩振興局の蛭谷水産課長です。後志総合振興局の岩田水産課長です。この後は、濱野会長に会議を進行していただきます。

濱 野 会 長

それでは、初めに出席委員報告をいたします。本日は、鎌田委員が所用により欠席しています。したがって、委員総数15名中、出席は14名であり過半数に達しておりますので、本日の委員会は成立しております。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条の規定により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、伊藤委員と川内谷委員をお願いいたします。それでは、議事に入ります。議案第1号については、先ほど小委員会を開催しましたので、説明の後に委員長報告をしますので一括上程します。事務局より説明願います。

林 事 務 局 長

「議案第1号石狩後志海区漁場計画（第8次共同漁業権（素案））について、石狩後志海区漁場計画（第15次区画漁業権（素案））について」ご説明申し上げます。「資料1」をご覧ください。第8次共同及び第15次区画漁業権漁場計画草案につきましては、昨年11月16日開催の委員会で決定していただき、その後、石狩・後志両振興局より水産林務部長へ提出され、12月8日に両振興局と事務局でヒアリングを受けました。その後、水産林務部長からお手元の資料2のとおり、両振興局あて草案に対する回答がありました。この水産林務部長からの回答については、個々の漁業権ごとに書いてありますので、一つ一つの説明は省略させていただきます。次に、15ページ目、資料3をご覧ください。こちらは、水産林務部長からの回答を項目別に取りまとめたものでございます。この資料で水産林 務部長からの回答に対する、今後の対応について、資料に基づき主なものについて説明させていただきます。まず、共同漁業権についてですが、行使実績の無い漁業について、必要性を再検討し、理由を整理した資料を提出することとされております。必要性、存続させる理由等については、振興局と漁協とで協議のうえ、別途、事務的に資料を提出することとしております。承認枠数の増加を希望する漁業種類及び禁漁期間の変更を希望する漁業種類については、行使枠数の設定や禁漁期間設定の根拠、資源管理の考え方を整理した資料を提出することとされており、こちらについても、振興局と漁協とで協議のうえ、別途、行使規則の素案協議の際に、事務的に資料を提出することとしております。次に、草案の際にも説明しましたが、漁業種類の追加として、余市郡漁協、東しゃこたん漁協から石後海共第2号共有海域におけるニシン刺し網漁業の新規要望がございます。こちらは、関係漁協等による十分な調整が必要との判断から、草案に引き続き素案にも掲載しておりません。本件の取扱につきまして

ては、今後の関係漁協等の協議経過を踏まえながら検討することとなりますので、この旨ご理解願います。活用漁業権、非活用漁業権の判断、行使実績の無い漁業の扱いについては、先ほどの説明と重複しますが、今後、振興局と漁協とで協議の上、別途提出される資料により判断されることとなりますので、この旨ご理解いただきたいと思います。次に、区画漁業権についてです、行使実績の無い漁業、また、種苗用や餌料用で使用しているものについて、必要性を再検討し、理由を整理した資料を提出することとされております。必要性、存続させる理由等については、振興局と漁協とで協議のうえ、別途、事務的に資料を提出することとしております。新規で追加要望のあるかき養殖業については、新規設定理由、資源管理の考え方、漁業調整結果等に係る資料を提出することとされております。こちらについても、振興局と漁協とで協議のうえ、別途、事務的に資料を提出することとしております。また、ほたて貝養殖業の操業形態や区画漁業権の施設配置図を提出することとされておりますので、振興局と漁協とで協議のうえ、別途、事務的に資料を提出することとしております。次に、資料4をご覧ください。草案との変更箇所につきまして、資料により説明させていただきます。共同漁業権について、古宇郡漁協の後海共第19号のさめ刺し網漁業、さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業、ちか・ぼら地びき網漁業、後海共第21号のさめ刺し網漁業、後海共第23号のさめ刺し網漁業について、組合で再度検討の結果、行使実績が無く、今後の行使計画も無いことから廃止となっております。東しゃこたん漁協の後海共第25号・27号・29号のちか・ぼら地びき網漁業について、組合で再度検討の結果、行使実績が無く、今後の行使計画も無いことから廃止となっております。区画漁業権について、古宇郡漁協の泊海区第3号うに養殖業、盃海区第1号こんぶ養殖業、神海区第2号こんぶ養殖業について、組合で再度検討の結果、行使実績が無く、今後の行使計画も無いことから廃止となっております。なお、こんぶ養殖業については、神恵内村で構想のあるウニ陸上養殖施設の餌用としての使用を予定しておりましたが、うに陸上養殖施設の計画が未定なことから、一旦区画漁業権を廃止することとし、施設完成後、必要に応じ区画漁業権の設定を検討することとしております。次に、資料5をご覧ください。1ページから10ページまで、海面共同・区画漁業権漁場計画（素案）の後志総合振興局分、石狩振興局分を添付しております。資料の説明は、先ほどの説明と重複しますが、草案からの変更箇所についてのみの説明とさせていただきます。2ページ目後志総合振興局の第2種及び第3種共同漁業権、古宇郡漁協の後海共第19号のさめ刺し網漁業、さば・まぐろ・ぶり小型定置網漁業、ちか・ぼら地びき網漁業、後海共第21号のさめ刺し網漁業、後海共第23号のさめ刺し網漁業、東しゃこたん漁協の後海共第25号のちか・ぼら地びき網漁業、後海共27号のちか・ぼら地びき網漁業、後海共29号のちか・ぼら地びき網漁業について、廃止となっております。8ページをご覧ください。区画漁業権の変更箇所については、こちらの新旧対照表によりご説明します。古宇郡漁協の泊海区第3号うに養殖業、盃海区第1号こんぶ養殖業、神海区第2号こんぶ養殖業について、

	<p>廃止となっております。区画漁業権の廃止に伴い、9ページ目の漁場図も一部修正しております。最後になりますが、資料6今後のスケジュールについて、簡単にご説明させていただきます。共同・区画の漁場計画につきましては、本素案の提出後、水産林務部長からの回答を受け、4月上旬の最終案に向け、各漁協との調整を続けることとなります。4月下旬の道案の諮問後、5月上旬に公聴会を開催し、5月中旬には道案に対する答申を予定しております。また、定置漁業権につきましても、同時並行で順次作業が進められていきます。今後、委員会の開催日程が立て込む場合が想定されますが、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ申し訳ありませんが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
濱野会長	<p>次に、先ほど開催した漁業権切替小委員会の結果について、佐藤委員長より委員長報告をいたします。佐藤さん、よろしくお願いいたします。</p>
佐藤(一)委員	<p>先程、切替小委員会を開催いたしました。海面共同漁業権及び海面区画漁業権の素案について、小委員会といたしましては、概ね問題なしという意見でございました。これで報告とさせていただきます。</p>
濱野会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。</p>
委員一同	<p>(なしの声)</p>
濱野会長	<p>なければ、議案第1号について、内容適当と認めてよろしいですか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
濱野会長	<p>異議が無いようですので、そのように決定します。 次に、議案第2号を上程します。議案第2号についても、先ほど小委員会を開催しましたので、説明の後に委員長報告をしますので一括上程します。事務局より説明願います。</p>
林事務局長	<p>「議案第2号石狩後志海区漁場計画(第15次定置漁業権(草案))について」ご説明申し上げます。「資料7」をご覧ください。漁業権切替に係る両振興局の考え方を整理したものです。本資料の作成の考え方につきましては、道の方針に対して、特に、当海区委員会として関連がある事項について、簡単に整理しております。3ページ目、3留意すべき事項(2)漁業の名称については、ほっけ・まぐろ・さけ定の複合名称はそのまま踏襲する。漁業名称は原則として漁協名の頭文字を冠し、期間免定は小定置、底建ての区分をするためそれぞれ小、底で表す。4ページ目、4漁場の設定については、現行の漁場位置を基本として、漁獲努力の増大する沖出し、漁場区域の拡大は原則認めない。こととしています。つづきまして、資料8をご覧ください。第15次定置漁業権切替に係る要望一覧でございます。小樽市漁協からは小樽</p>

小さけ定第6号について、令和3年9月に廃統となり、その後、組合内部で調整を図っておりましたが、今次切替のタイミングで漁業調整が図られたことから、廃統見合い新設となっております。設置箇所・規模等については、14次の内容と変更はありません。また、小樽さけ定第1号が、身網が3ヶ統から2ヶ統へ、沖出し距離が1,800mから1,200mへ規模縮小の変更要望です。次に、東しゃこたん漁協からは、古ほっけ・まぐろ・さけ定第1号が廃統。次に、古宇郡漁協神恵内支所からは神底さけ定第8、9、12号、神小さけ定第10号が廃統。寿都町漁協からは寿底さけ定第9、10号が廃統。島牧漁協からは島小さけ定第3号が廃統となっております。15次の合計はさけ定で19ヶ統、大謀で8ヶ統、小さけ定で78ヶ統、底さけ定で100ヶ統の合計205ヶ統で14次に比べますと8ヶ統の減でございます。次ページの概要は組合毎の免許件数を表にしたものでございます。継続203ヶ統、変更1ヶ統、新設1ヶ統、廃統9ヶ統で8ヶ統の減でございます。次ページからは漁協毎の漁場計画となっております。内容が重複いたしますので個々の説明は省略いたします。なお、操業期間については、別途道の方で決定することとなっておりますが、現時点でまだ決定されておらず、この後、道の方から報告がありますが、案として示されております。このため、今回の草案につきましては、現行14次の内容で整理しており、今後、道の考え方が決定された後に、必要があれば、次の段階となる素案協議の段階で見直しを行う対応といたしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。最終ページには、現行の条件の一覧表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長

次に、先ほど開催した漁業権切替小委員会の結果について、佐藤委員長より委員長報告をいたします。佐藤さん、よろしくお願いたします。

佐藤(一)委員

先程、切替小委員会を開催いたしました。定置漁業権の草案について、小委員会といたしましては、概ね問題なしという意見でございました。これで報告とさせていただきます。

濱野会長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

無ければ、議案第2号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議が無いようですので、そのように決定します。
次に、議案第3号を上程します。事務局より説明願います。

林事務局長

「議案第3号特定水産資源に関する令和5年管理年度における漁獲可能量

の当初配分案等について」ご説明申し上げます。資料9をご覧ください。「資料9」は北海道知事からの諮問文となります。漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ、すけとうだら、するめいか）に関する令和5管理年度における漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定に基づき、当委員会に諮問があったものです。また、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、別紙2の取扱いとするため、同条第5項において準用する第2項の規定により、併せて当委員会に諮問があったものです。まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。諮問文の別紙1に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。6ページ目、資料9-1「令和5年のTACについて」をご覧ください。これは、2月13日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て、国から示された令和5年の漁獲可能量の当初配分に基づき、「北海道」に定められた、くろまぐろ以外の数量の概要などを示したものです。まず、関係があるすけとうだら日本海北部系群についてですが、日本海北部系群の2021年の親魚量は10万3千トンで、限界管理基準値を下回る状態となっておりますが、資源評価の結果、親魚量が増加したことにより、15,300トンが令和5年のTACとして設定されています。配分は大臣許可漁業へ8,300トン、北海道漁獲可能量は6,900トンとなっております。また、前年のTAC未利用分について、5%を上限に繰り越すことが、継続されます。次に、するめいかですが、冬季発生群と秋季発生群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。冬季発生系群のMSYを達成する親魚量は23万4千トンのところ、2021年の親魚量は4万8千トンで、限界管理基準値を下回る資源状況、また、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量は32万9千トンのところ、2021年の親魚量は23万9千トンで目標管理基準値を下回る資源状態となっております。するめいかは、令和4管理年度から3年間の漁獲量固定シナリオが採択されており、令和5管理年度は令和4管理年度と同様に、両系群の合計値の79,200トンが、令和5年のTACとして設定されています。また、大臣許可漁業への配分が49,900トン、北海道漁獲可能量は前年同の5,600トンとなっております。なお、大臣許可漁業のいか釣り漁業では、令和5管理年度から法に基づくIQ管理が行われます。IQ管理区分には国の留保からの期中の追加配分は原則行わないこととしていることから、期首に予めIQ管理区分に一定数量を追加配分することとしており、それにより、大臣管理漁業への配分は50,700トンとなっております。するめいかについては、最新の資源評価の結果、今の漁獲シナリオを継続すると資源が崩壊する懸念が研究機関から示されていることから、今後、ステークホルダー会合を開催するなど、漁獲シナリオの見直しが行われる見込みとのことです。なお、クロマグロについては別途ご説明させていただきます。資料9-2をご覧ください。これは、すけとうだら知事管理分の配分の考え方です。④に日本海海域に関する記載がありますが、「すけとうだら漁業」と「その他漁業」の配分は「令

和2年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「前年当初のTACの配分比率」を1：1で按分した比率により配分することとしております。日本海6,900トンのうち、すけとうだら漁業5,560トン、その他漁業が現行水準となっています。詳細な計算は9ページに記載がありますので、後ほどお目通し願います。資料9-3をご覧ください。するめいかのTAC設定と配分についてです。令和4年から数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、国から示された漁獲可能量5,600トン全量が「北海道するめいかを採捕する漁業」へ配分されます。なお、昨年度に現行水準から数量明示となった経緯や、漁獲が積み上がった際の国の留保からの自動配分等については、資料9-7に詳細を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。資料9-4をご覧ください。くろまぐろについては、令和4管理年度に、これまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、令和3管理年度まで詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。詳細な経緯と内容は資料9-6に記載しているので後ほどお目通しいただければと思います。このため、令和5管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量、小型魚17.6トン、大型魚319.6トンを、それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしております。小型魚につきましては、過去の超過分の残り123.2トンを当初配分128トンから差し引き、4.8トンが差し引き後の当初配分数量となりますが、操業に支障を来すことから混獲管理用として国の留保から12.8トンが暫定的に追加され、17.6トンが当初で配分されています。ただし、今後、令和4管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある見込みですが、その際、混獲管理用の12.8トンは国の留保に返還することとなりますが、北海道への配慮ということで前年同様に増枠見合い分の15トンについては、改めて国から追加配分される予定となっております。12ページ目に資料9-5として「令和4年と令和5年の配分量の比較について」を添付しておりますので後ほどお目通しいただければと思います。最後に、4ページ目、別紙2をご覧ください。こちらは、国の留保枠からの追加配分や都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間の融通による数量の変更について、予め決められた方法により配分することで、関係する海区委員会には事後報告で対応できることとするものです。予め決められた方法として、くろまぐろは、全量を北海道くろまぐろ漁業に配分すること。すけとうだら日本海系群の繰越部分は、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分すること。また、都道府県または大臣管理区分との間での数量の融通に伴う配分数量の変更は、全量を北海道の留保枠とすること。するめいかに係る国の留保からの追加配分や融通については、全量を北海道するめいか漁業に配分すること。これらを資源管理方針別紙の中で規定しております。これら、いずれも知事の裁量の余地のない機械的な変更であり、北海道のTAC配分量を迅速に増やし、円

	<p>滑な操業を確保するため、関係海区委員会には事後報告で対応させて頂きたいとのことです。以上、諮問内容の説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
濱野会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。</p>
委員一同	<p>(なしの声)</p>
濱野会長	<p>皆様方から無ければ、私から一言、大間のマグロについてですね、大量に大型マグロを漁獲してあった事件が発覚した訳ですが、この点について道庁はどのようにお考えですか。</p>
岩田課長	<p>先週、水産庁の方から道庁宛に注意喚起と申しますか、生産部門だけではなく流通部門も含めてこういった実態がありました、ということで適正な流通をお願いします、といった周知文書と申しますか、注意喚起を促す文書が流されておりまして、振興局としても公設の市場や加工屋さん含めて周知文書を流して、適正な流通を図っていただきたいという形を今、やってる最中でございます。</p>
池守委員	<p>大間のまぐろのことを言っていたが、北海道で問題になった多く獲ったやつだって横流しと一緒だ。それから日本海だってこれだけイカが獲れなくなってマグロが来てたって、遊漁の規制を道の方では1つもしていない。これは真剣に考えてもらわないとだめ。漁業者が獲れば投げてこい、放してこいと言っているのに、遊漁があれだけ出て釣ってきて降ろしてる現状もある訳だ。大間のことを言われてられない北海道は。横流ししている遊漁の人がいっぱいいるのに。</p>
岩田課長	<p>大間の案件についてはマスコミを通じて全国的に報道されるような状況にありますし、国としても危機意識を持っています。生産部門だけではなく流通業界、等々含めてですね、TAC制度の周知、漁業者の厳しい資源管理を行っていますといった実情も伝えつつ、そういったルールから逸脱することがないように流通面からもよろしく願いますと、適正化に努めていただきたいというのもやっていかなければならないと考えておりますし、あと遊漁の部分につきましては、2年前に広域漁調の方で規制をひきまして、マグロを捕った際にはちゃんと報告しなさいということで、一定のルール化を図っていますし、採捕制限、漁業者の側で規制がかかった段階で、遊漁の部分についても同じように獲らないような形でやっています。それがなかなか強制力を持った、漁業法に基づくものではなく、広域漁調の委員会指示ということもありますが。</p>
池守委員	<p>言ってることはわかるけども、道もいかげん考えた方がいいって。漁業者ばかり漁獲規制、規制って言って、野放しにするだけでなくそろそろ考えなきゃだめだ。</p>

岩田課長	その辺はですね、機会があるごとに本庁の方に遊漁対策をですね、TAC魚種に限らず一般の魚に対してもそういった何かしらの規制を検討していただきたいというのを機会があるごとに伝えていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。
濱野会長	課長ね。TACの中にある魚がね大幅に枠を超えて、なおかつ新年の初売りで漁をしたということで、意図的にやってる話でしょ。だからTACがTACでないようなそのような状態で我々大型のマグロを獲るの途中で止めているんですよ。定置が。完全にやめてるところもあれば、ああいったマグロを揚げてる大間みたいなのところもあるんですよ。水産庁が国の処分をどうするかはこれ当然、広域連合の方にも関わって来る。どういう風な形で落ち着かせるのかこの辺をみながら今後、対応していきたいと思います。いずれにせよいい加減な対応では困る。それだけは道の方に申し上げておきたいと思います。
佐藤(一)委員	2年か3年前の鹿部のね定置網の問題で北海道のマグロが今の状態にある。今回の大間の話はあれと同じでしょ。結局、密漁でしょ。今後、水産庁も考えていくと思うが、道としても鹿部の問題があつての今現在の当初配分の問題があるので、それも踏まえて道としては水産庁にもきちんと言ってもらわなければ困る。
岩田課長	当時はまだ法的な規制がない中での話ですから。
池守委員	あれ、鹿部はなまらお金だしたんだから。かなりお金をばらまいた。
濱野会長	獲ったもの勝ちでは、收拾がつかなくなるので、随分、最近、まめしく報道されてますが、ようやくマグロの資源が回復している。それはTACの規制のおかげだといってる中で、あのような話があつては困るので、ひとつ厳重に対応していただけるようお願いしておきます。ほかに何かございますか。無ければ、議案第3号について、内容適当と認めてよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
濱野会長	異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。次に、議案第4号を上程します。事務局より説明願います。
林事務局長	「議案第4号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」ご説明申し上げます。資料10をご覧ください。「資料10」は北海道知事からの諮問文となります。諮問の主旨や内容についてですが、改正漁業法が、令和2年12月1日に施行され、それ以降に更新となる知事許可漁業は、「制限措置の内容」、「申請期間」、「許可の基準」を定める必要があるため、当委員会に諮問があったものです。漁業許可の更新の際、新規の許可として制限措置などを公示し、申請者を募集する流れとなりますが、申請期間を原則1ヶ月以上設ける必要があると、北海道漁業調整規則で定めています。また、許可事務の処理期間として約1ヶ月を考慮すると、更新の日

の約2ヶ月前までに、公示しなければならぬため、これらに該当し、更新となる漁業許可について諮問があり、今回審議するものです。7ページ目、資料11をご覧ください。対象となる漁業種類の一覧となりますが、本庁処分4種類、石狩振興局処分3種類、後志総合振興局処分4種類の計11種類です。8ページからは公示案となります。8ページから12ページはいか釣り漁業の道内者。13ページから16ページはいか釣り漁業の道外者。17ページはいるか突棒漁業。18ページはかにかこ漁業（べにずわいがに）。19ページは石狩振興局、潜水器漁業。20ページは石狩振興局、なまこけた網漁業。21ページは石狩振興局、貝けた網漁業。22ページは後志振興局、潜水器漁業。23ページは後志振興局、なまこけた網漁業。24ページから25ページは後志振興局、貝けた網漁業。26ページは後志振興局、はえ縄漁業（たら、めぬけ、さめ）。となっております。制限措置の設定の基本的な考え方は、対象資源の状態や漁業調整、資源利用の観点から、原則、現行の操業区域、漁業時期、操業区域ごとで許可されている船舶の数をもって制限措置とする考えになります。このため、特に（2）操業区域、（4）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数にあつては、更新前の許可区域、許可隻数をもって制限措置としています。申請すべき期間については、公示日から1ヶ月を下らないよう設定しており、備考には、大臣許可で行う公示方法を参考に、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可等に際して付す予定の、従前の「許可の制限条件」に相当する「許可等の条件」を記載した公示内容としています。なお、操業区域や船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、許可等の条件などの内容は、「制限措置等の取扱い」において詳細を定めることとなり、原則、現状の許可実態を踏まえた内容で整理しており、現在許可を受けている者は、従前どおりの操業が行えるよう定めております。参考資料として28ページ以降に「制限措置等の取扱い」を添付しているため、お目通し願います。27ページ目、資料12をご覧ください。「許可等の基準」ですが、これは、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経ても、なお、公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくのかの基準となるもので、この基準も公平でなければならないとされています。この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと漁業法並びに調整規則で規定されています。基準は漁業ごとに設定できますが、現在のところ全ての漁業で共通した内容としております。次に内容についてですが、第1～5位に区分され、申請区分として操業実績者と新規者に区分され、まず、操業実績者が優先されます。第1位は操業実績があり誠実に営んだ実績がある者で、第2位は操業実績を有するが、過去に漁業等に関する法令違反がある者になります。第3位は許可を有するが操業実績がない者で、第4位は第3位の者で過去に漁業等に関する法令違反がある者になります。第5位は現に有効な当該漁業の許可等を有しない者。すなわち本当の意味での新規者となります。ここでは、申請者の漁業経験、住所要件を勘案した配点方式により許可者を決定しますが、合計点

数が同じであればくじ引きにより決定することとなります。道は、許可受有者の安定的・継続的な経営が最も重要と考えており、第一に許可受有者を優先的に許可し、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可していく考えです。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

無ければ、議案第4号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。次に報告事項について、振興局より説明願います。

村野漁業管理係長

後志総合振興局水産課の村野と申します。「報告事項第1号第15次秋さけ定置漁業の操業期間等考え方(案)等について」ご説明申し上げます。1月27日付けで水産林務部漁業管理課から「秋さけ定置漁業の操業期間の考え方(案)」と「秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方(案)」が、示されましたので、説明させていただきます。まず、第15次秋さけ定置漁業の操業期間の考え方(案)についてご説明いたします。お手持ちの資料13をご覧ください。考え方全文が最初の1枚両面でございます。それに続いて別紙と新旧対照表が添付しております。操業期間やその考え方につきましては、基本的に第14次と変更がありませんので、主な部分について説明させていただきます。1 基本的な考え方について、これは、現行第14次定置漁業権の漁場計画の内容を踏まえ、海域ごとの秋サケの来遊状況、再生産用親魚の確保の状況などを考慮して定めることとしております。2 第15次さけ定置漁業の操業期間等の考え方(1)の漁業時期につきましては、原則現状どおりとされておりますが、どうしても期間内での漁具の敷設、撤去が困難な地区は、他種漁業と調整上、許容される範囲で設定することとしております。(2)の操業期間は、現行の漁獲努力量を基本に、関係海区の資源利用に影響を及ぼさない範囲で検討することとしております。石狩・後志管内の操業期間は、3ページの全道の操業期間一覧の中程の日本海中部と南部に記載されており、雄冬岬から石狩の操業期間は、現行と同じ陸網で9月1日から11月20日、沖網で9月3日から11月20日、小樽から積丹岬の操業期間は、現行と同じ陸網で9月3日から11月20日、沖網で9月5日から11月20日、積丹岬から白神岬の操業期間は、現行と同じ9月3日から11月20日となっています。続いて、資料14をご覧ください。こちらは「第15次秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方(案)」となっております。考え方の全文と、別紙、それから新旧対照表を添付しております。基本的な考え方は、1に記載のとおり、現在の第14次

定置漁業権の漁場計画の内容を踏まえ、海域ごとの秋サケ来遊状況や再生産親魚の確保状況などを考慮して定めることとしております。親魚の遡上に必要な河口付近の指定区域についてですが、2の(1)の対象河川は、現行の増殖事業体制を考慮し、第15次についても現行の指定河川を基本として検討することとし、石狩・後志管内では、石狩川と尻別川の2河川の指定が検討されております。2の(2)の指定区域の範囲は、対象河川の河口中心線より両側の45度の船線間の範囲の区域とし、この区域内には、既設で親魚の確保が見込める漁場を除き、漁場を設定しないというものであります。次のページの別紙には、全道の29の指定河川の一覧がありますので、後程、お目通し願います。駆け足でご説明いたしました、以上が「河口付近等の指定された区域の考え方」として示された内容でございます。なお、本日の海区委員会におけるご説明に先立ちまして、振興局から管内各漁協さんに、この「操業期間の考え方」と「河口付近等の指定された区域の考え方」の(案)に対する意見照会を行っております。この意見照会でいただいたご意見につきましては、集約のうえ漁業管理課へ回答される旨、申し添えます。私からの説明は、以上でございます。

濱野会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。

丹野委員

一言、発言させていただきたい。当石狩湾漁協の昨年の秋さけ定置網漁業は、4,200トンの水揚げし、平成16年の漁協合併以降、最高の水揚げを記録しました。また、後志においても、まずまずの水揚げであったと伺っておりますが、この日本海海域での豊漁は、濱野会長が同じく会長を務める日本海さけます増協さんと国のさけます事業所さんのまさしく、特段のご尽力によるものであり、心より、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。当漁協は、日本海のどの漁協さんより、秋さけ定置漁業のウエイトが高く、秋サケに依存している漁協であります。昨年の漁業を終え、関係者一同、日本海の秋さけ資源の回復と増大について、本当に、深く考えさせられたところにあります。当漁協としては、日本海さけます増協さんの目指すところの秋さけ資源の回復と増大、そして、地区間格差の是正について、日本海の種川となる千歳川につながる石狩川を有しておりますことから、親魚の確保の面において、最大限の協力を行って参りたいと考えております。つきましては、地元に来遊する資源の利用については、定置漁業権の切替の長い歴史の中で、当漁協の組合員も期待しているところもあります。今後、日本海さけます増協さんの安定的な増殖体制の継続を基本とした秋さけ資源の来遊状況に見合った生産体制について、慎重に検討して参りたいと考えておりますので、その際には、特段のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私からの付帯意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。

濱野会長

石狩振興局の蛭谷課長から、補足したいことがあれば発言してください。

蛭谷課長

石狩振興局水産課長の蛭谷です。いつも大変お世話になっております。た

だいま丹野組合長から意見があったところでございますが、少し、補足させていただきます。私自身2年前に着任していますが、この間、秋さけ定置網漁業について、石狩湾漁協さんと一緒に今後のあるべき姿や、いろんな話をさせていただきました。昨年の水揚げにつきましては、丹野組合長からもお話あったとおり、石狩湾漁協単独で4200トンの水揚げということで、平成6、7年当時の、水揚げに匹敵するような数字まで回復したということで、本当に日本海増協さん等の取り組みに対し、私からも感謝と敬意を申し上げるところでございます。石狩湾漁協さんでは、長年の漁業者の期待するところの操業期間の陸網の前倒しだとかの要望が潜在的にあります。さけの先獲り、後獲りにつきましては、定置漁業の永遠の課題でもあると思っております。しかし、どこかで、折り合いをつけなければならないということで、北海道は、ときには高いところから判断して、今の操業期間があるんだと思っております。そうした中、昨日、今日課長になった者が、60年の歴史のある定置漁業の操業期間等について簡単に意見を発する訳ではありませんが、ただ、昨年の水揚げが大変好調だったということでありまして、それは単年度の結果なのか、はたまたこれが長い期間続くのかという部分もあるかと思っております。そうしたところでは、石狩湾漁協さんの思いというのは、まだまだこのタイミングではないのかなと推察いたしております。

昨年につきましては、同じ日本海南部、瀬棚まではある程度の水揚げがあったと聞いておりますが、乙部、上ノ国、江差では大変厳しい水揚げだと聞いております。ついては、そういったところでも水揚げが上向き条件が整った段階においては、石狩湾漁協さんの地場資源の利用については、慎重に考えていただければと思っておりますので、石狩振興局としては、引き続き、石狩湾漁協さんに指導なりアドバイスしていきますので、よろしく願います。

濱野会長

ありがとうございました。実は毎年、ここ5年、6年ですかサケ稚魚の保護のためいかなご敷網漁業において自主規制措置が発動しております。もうそろそろ自主規制を定着させてはどうかということで、まだ浜に入った所はないですが、4月25日以降、いかなご漁業の規制を設定する動きもあります。したがって、その辺もここ5、6年続いている豊漁、徐々に伸びてきている漁獲に大きく寄与していると思っております。今年1年、許可は残ってますが、来年からの許可の裏書きにしてもらおうと思っております。そういったことで日本海増協としてもコウナゴと共存できるかたちでの漁獲の禁止の設定をしながら資源の向上を図っていきたくて思っておりますので、皆さん方の特段のご協力をお願いしたいと思います。ゆくゆくは組合長会できちっとした形で取り決めをして浜に周知徹底を図っていきたくて思っております。今日、丹野委員から意見がありましたので、これからの資源造成の立ち上がりとしてアクションをおこそうという動きを皆様方にご報告しまして、今日は閉じたいと思いますので、その節はよろしく願います。

池 守 委 員	会長、いいですか。今、丹野さんと蛭谷課長が言ったこと、なんとなくサケの獲る時期を早くしてくれと、私はとらえたんですが。丹野さんは日本海増協と一緒に資源どうのこうのと言った流れの中で、何かちくはぐな話をしてるなど。その辺どうなの。違うんだべ。どうなの。
蛭 谷 課 長	すいません。私の方で舌たらずの部分があったと思います。私の方で、過去の海区委員会の切替の度の議事録等を勉強させてもらっていました。その中で何度か石狩湾漁協さんから操業期間の前倒しといった部分の声出しがあったと思います。しかし、それは、日本海からのオホーツクへの要望を優先させた中で、石狩湾漁協さんの単協要望を取り下げてきた経過がありました。さきほど、丹野組合長が今後、安定した生産になったときには、皆様方をお願いしたいという発言がありましたので、私の方で補足させていただきました。私の舌足らずについてお詫び申し上げます。ご理解のほどよろしく申し上げます。
池 守 委 員	わかった。資源造成の話はみんな解るけど、前倒しの問題は難しい問題だからな。
濱 野 会 長	他に何かありますか。
委 員 一 同	(なしの声)
濱 野 会 長	なければ、これで委員会を閉じさせていただきます。 本日は、ありがとうございました。
林 事 務 局 長	以上で、第12回の委員会を終了いたします。